

# 日本学生支援機構奨学金（大学院第一種奨学金）「大学院修士課程及び専門職学位課程進学予定者に係る奨学金返還免除内定候補者」申請要領

## 1. 対象者

令和5年度に大学院修士課程及び専門職学位課程（以下「修士課程等」という。）への進学を希望し、以下の①～③のいずれも満たす者が対象です。

① 大学学部等において修学支援新制度（旧給付奨学金を含む）を利用していること（※1）又は住民税非課税世帯であること（※2）。

（※1）本内定制度申請及び推薦時点で、家計基準に基づく支援区分見直しにより「停止中」の者は対象外です。ただし、家計基準のうち、所得（支給額算定基準額）は基準内（支援区分はⅠ～Ⅲのいずれか）であるが資産額のみ基準外で停止となっている者は対象となります。

（※2）学生本人及び生計維持者（父母がいる場合は原則として父母2名）の所得証明書等（取得可能な最新の年度のもの）により、全員の住民税所得割額が非課税であることを確認してください。

② 特定分野（「科学技術イノベーション創出に寄与する分野（情報・AI、量子、マテリアル等）」又は「大学の強みや地域の強み等を生かした分野」）への進学を希望していること。（※3）

（※3）本学の各研究科についてはいずれも対象となります

③ 将来、上記②に記載の特定分野における研究能力又は高度の専門性を要する職業等に必要な能力を備えて活動することができると思われる者。

なお、一貫制博士課程への進学を予定している者は、本制度の対象外です。

## 2. 申請要領

申請を希望する学生等は、HPより「大学院修士課程及び専門職学位課程進学予定者に係る返還免除内定候補者申請書」と「スカラネット入力下書き用紙」をダウンロードし、記入の上必要な書類を添えて学生支援課に提出し、スカラネット入力用の「識別番号（ユーザID・パスワード）」を受領する。

1) 申請書類は、申請希望者が各自、本学のHPからダウンロードする。

2) 申請については、文書提出に加えてスカラネットへの入力により行う。

推薦にあたり、審査及び管理のため必要な書類を別途徴することがある。

### ①申請書類等のダウンロード期間・・・令和5年1月16日(月)～

(ダウンロードデータ)

1) 大学院修士課程及び専門職学位課程進学予定者に係る返還免除内定候補者申請書

2) スカラネット入力下書き用紙

### ②申請書類等の提出期間・・・令和5年1月23日(月)～令和5年1月31日(火)

<受付時間> 午前9:00～12:00 午後14:00～17:00

(提出先)：学生支援課（経済支援）奨学金担当（学生支援センター）

※坂本地区の申請者は、所属する研究科の大学院係でも受け付けます。

(提出書類) : 必要事項を全て記入すること

### 1) 大学院修士課程及び専門職学位課程進学予定者に係る返還免除内定候補者申請書

添付書類として以下のいずれかを提出

1. 奨学生証のコピー

※修学支援新制度(旧給付奨学金を含む)を利用している場合

2. 学生本人及び生計維持者(父母がいる場合は原則として父母2名)の所得・課税証明書等

※住民税非課税世帯の場合

### 2) スカラネット入力下書き用紙

※下書き用紙提出時に「識別番号(ユーザID・パスワード)」を受領し、必ずスカラネットへの入力を行ってください。

③選考結果通知・・・令和5年6月下旬頃(予定)

### 3. 注意事項

①各申請書類中の「学籍番号」欄には、全て「学生番号」を入力してください。

②内定者が、貸与期間中に奨学金の交付に係る「停止」または「廃止」の処置を受けた場合は、内定者の身分を取り消します。

また、貸与期間終了年度の免除候補者として推薦を行うまでの間に修業年限内で課程を修了できなくなった場合は、内定者の身分を取り消します。

※休学又は留学に伴って修了期が延長した場合、内定取消の対象とはなりません。

※日本学術振興会の特別研究員に採用された場合のように、修業年限の途中で貸与終了した場合であっても、修業年限内で課程を修了する見込みであると大学で承認した場合は、貸与終了したことをもって内定資格を失うものではないため、内定取消の対象とはなりません。ただし、申請年度が変更となりますので、修業年限の途中で貸与終了する場合は必ず学生支援課(経済支援)奨学金担当まで申し出てください。

#### ③中間評価

内定者の質を保証するために、2年生以上への進級時に内定者として相応しい成績を修めているかを確認します。当該報告内容に基づき、内定が取り消される場合があります。

④第一種奨学金の申込みは、内定候補者の申請とは別に行う必要があります。大学院の予約採用あるいは修士課程等進学後の在学採用にて第一種奨学金の申込みをして下さい。

⑤内定者として決定された場合も、貸与終了時には業績免除の申請が必要です。内定者(内定者としての身分を取り消された者を除く。)に対しては、免除申請の手続きが改めて必要となります。